経済産業省、 ○文部科学省、 内 閣 府、 国土交通省、 厚生労働省、 総務省、 環境省、財務省、 告示第二号

対内 直 接投資等に関する命令 昭 和 五 五 郵 政 省、大 蔵 省、 労働 省、文部省、 令第一号)

項

及び 第四条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に基 き、 対 内· 直 接投資等に関する命令第三条第 項及び)第四· **1条第** 項 \bigcirc 規定に対 基

づき、 財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(平成二十九年七 経済産業省、七月文部科学省、内 閣 府、 国土交通省、 厚生労働省、 総務省、 環農財

林 境水務 省省、 省、 告示第三号)の一部を次のように改正する。

令

和

元年五月二十七日

内 閣 総 理 大 臣 安倍 晋三

総務 大臣 石 田 真敏 これを加える。

次の表により、

改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世 耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

備考 表中の [] の記載は注記である。	「一〜七 略] 「一〜1 を除く)、細分類三 (一) 「一〜1 を除く)、細分類三 (一) 「一・一・一 を除く)、細分類三 (一) 「一・一 を除く)、細分類三 (一) 「一〜1 を除く)、細分類三 (一) 「一〜1 を除く)、細分類三 (一) 「一〜1 を除く)、細分類三 (一) 「一〜1 を を除く)、細分類三 (一) 「一〜1 を を除く)、細分類三 (一) 「一〜1 を を除く)、細分類三 (一) 「一・一 を を除く)、細分類三 (一) 「一・一 を を除く)、細分類三 (一) 「一・一 で を を を で ()、一 「一 で を を で ()、一 「一 で を を で ()、一 で で () 「一 で で で で で で () に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	改 正 後
	略	
		改
		正
		前

附則

(適用期日)

1 この告示は、令和元年八月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第三項の規定に基づき、

財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表の規定は、 この告示の適用の日から起算して三十

日を経過した日以後に行う特定取得 (外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二

十六条第三項に規定する特定取得をいう。 以下同じ。)について適用し、 同日前に行う特定取得について

は、

なお従前

の例による。

4